

総合計画及び地域創生戦略委員会での意見・提案等に対する回答・計画への反映等

【第2回委員会（12月19日）】

第3章 参画と協働・男女共同参画の推進（素案P105.106）

No.	素案に対する意見・提案等	意見・提案等に対する回答・計画への反映等	備考
1	①市議会議員に占める女性の割合、②学校の女性管理職の割合をまちづくり指標として設けるべきでは。	①②ともに男女共同の参画の観点から極めて重要であると考えています。 ①については平成30年に国会議員及び地方議員の候補者の数ができる限り男女均等になること等を基本原則とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、宍粟市においても、今年度策定予定の「第2次宍粟市男女共同参画プラン」内にて、「政治分野における女性の参画拡大」を新たな施策として設定し、女性の政治参画の必要性・意義についてこの法律の周知をはじめ、広く情報提供を行っていくことも含め、まずは参画しやすい環境づくりに取り組んでいきます。指標の設定等については、議会での議論の中で取り組まれるべきものであり、現時点においては指標設定する段階に至っていないことから、後期基本計画の中では設定しないこととしております。 ②についても「第2次宍粟市男女共同参画プラン」内にて、「教職員管理職試験の受験者のうち、女性の割合」という指標を設けて目標設定を行い、評価・検証していく予定となっております。 後期基本計画での男女共同参画の指標としては、まずは市として率先して取り組むべきものとして「審議会・委員会などの女性委員の割合」と「宍粟市役所における女性管理職の割合」を設定することとします。	
2	市民主体の協議会などの活動が情報共有され、活動グループ同士でこんなことを一緒にやりませんかと声を掛けるなど、気軽に参画しやすい土壌づくりが必要であり、全体をまとめる仕組みづくりを行政が担うべきでは。	市民の皆さんがまちづくりに参画しやすい、また、情報発信や情報共有をすることができる土壌づくりを進めることは市としても重要と考えており、主な取組として①-5を新設します。なお、土壌づくりのためには、現在も取り組んでいる、市の広報、しそチャンネルなどを通じた取組の紹介や市ホームページの宍粟まちかど掲示板で活動団体の自発的な情報発信支援を行うとともに、地域づくり活動団体による意見交換会などを開催し、活動内容や課題の情報共有と各団体間の連携強化を図る取組からまずは強化していきます。	資料①-1、2参照
3	地域おこし協力隊員について、受入れ人数よりその後の定住人数を指標にするほうがよいのではないかと。	隊員期間終了後の定住も重要であるため、「基本施策10移住・定住促進の充実」での指標として設けることとします。 【指標名】地域おこし協力隊員の任期終了後の定住率【累計】 【現状値（H30）】66%（3人のうち2人が定住） 【目標値（R7）】60%以上 ※目標値は国の調査結果（平成28年度末における任期終了後の隊員の活動地への定住率→48%、近隣市町も含めた定住率60%）及び令和元年度、2年度の見込みを参考に60%以上の定住率を目標とする。	資料①-1参照

第4章 健全な行財政運営の推進（改革大綱）（素案P107.108）

No.	素案に対する意見・提案等	担当部局の回答・計画への反映等	備考
1	基本的な考え方と「限りある財源の中で実施する」とあるが、できる範囲のみ実施していくように受け取れてしまうので、優先順位をつけるなどの方が思いが伝わるのではないかと。	ご指摘のとおり「優先順位を付ける中で実施する」旨に記載を変更します。	資料①-3、4参照
2	財産の貸付けや売却の数値目標などを入れたほうがよいのでは。	財産の貸付けや売却は進めていますが、売却可能資産であっても学校跡地など大規模なものは売却につながりにくく、立木についても時期や材の状況に左右されることや、森林経営管理法の施行により市は条件の不利益な森林管理を積極的に実施する必要があることから、金額としての指標は難しいため、「学校等跡地の有効活用件数」を指標に設定します。	資料①-3、4参照
3	まちづくり指標に財政指標を追加すべき。	財政状況や目標の市民への周知が重要であるため、地方債残高、将来負担比率、実質公債費比率を指標に設定します。 用語解説 ●地方債残高…公共施設や道路、水道、下水道などの整備に充てた借入金（地方債）の残高。 ●実質公債費比率…一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率（借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを表す指標で、資金繰りの程度を示すもの）この比率が18%以上になると地方債を発行する際に、総務大臣又は県知事の同意ではなく許可が必要となります。また、25%以上になると財政健全化団体となり一部の地方債の発行が、35%以上になると財政再生団体となり、多くの地方債の発行が制限されます。 ●将来負担比率…一般会計、公営企業会計、出資法人等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。（借入金（地方債）や将来支払っていく負担等の現時点での残高を表す指標で、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの）この比率が、350%以上で財政健全化団体となります。	資料①-3、4参照